

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 平 成 2 4 年 度 第 9 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

平成25年1月11日（金曜日） 午後1時30分から午後3時50分まで

### 2 場 所

職員会館かもがわ 2階中会議室

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

濱田会長代理, 前田委員, 関川委員, 黒澤委員, 東委員, 松本委員

#### 【建築審査会事務局】

西澤建築指導部長, 佐藤建築指導課長, 林道路担当課長, 山本建築審査課長, 高木建築安全推進課長, 門川担当係長, 吉田企画基準係長, 山名田道路第一係長, 竹内道路第二係長, 北岡細街路対策係長, 澤木係員, 池田係員

#### 【参考人】

多田都市政策担当部長, 西村都市づくり推進課長  
西交通施設計画課長, 角南担当係長（歩くまち京都推進室）  
岡田課長補佐（消防局予防部）

#### 【傍聴者】

1名

### 4 議事概要

- (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
  - ア 平成24年度第8回会議の議事録の承認
  - イ 次回会議日程について
- (2) 同意案件に関する審議  
バス停留所の新築（二条城前（北行））に係る道路内建築許可
- (3) 同意案件に関する報告
  - ア 鈴塚市営住宅団地の再整備に係る日影許可
  - イ 伏見区における町家に係る適用除外建築物の指定
- (4) 包括同意案件に関する報告  
京福嵐山駅における物品販売店舗増築工事に係る日影許可
- (5) 報告  
京都駅南口駅前広場の再整備について
- (6) 包括同意案件に関する報告  
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）

- (7) 包括同意案件に関する報告  
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）
- (8) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について

5 公開・非公開の別

- 一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
  - ・公開：上記の議題（1）～(6)
  - ・非公開：上記の議題（7）及び(8)

6 審議内容

- (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
  - ア 平成24年度第8回会議議事録の承認  
結果：承認

イ 次回会議日程について

回りの建築審査会会議を平成25年2月8日（金）の午後1時30分からウイングス京都で開催することとした。

- (2) 同意案件に関する審議

[バス停留所の新築（二条城前（北行））に係る道路内建築許可]

建築基準法第44条第1項第2号に基づく、バス停留所の新築（二条城前（北行））に係る道路内建築許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
8	京都市中京区二条城町541番地	京都市公営企業管理者 交通局長 西村 隆	バス停留所の上家

審議の結果：同意

質疑等

会長代理：今回、包括同意基準のうち、上家設置後の歩道の有効幅員が、2m以上ある事を定めた規定を満たしていないと言う事ですが、2m以上とする考え方は、どのように決まったのですか。

処分庁：車いすの方と歩行者が円滑に交差できる寸法という事で、バリアフリーやユニバーサルデザインの寸法等から議論した上で決めました。

委員：アイランド部分と両側は、いずれも道路ですか。

処分庁：アイランド部分とその東側の車道（堀川通）は、道路です。西側の駐車場は道路ではありません。

委員：駐車場側の残部の幅員が2m以下なのですか。

処分庁：そうです。

会長代理：歩道と言っても、計画地は主にバス待ちに使用される特殊な場所で、一般的に

通行がある場所ではないので、法文の「通行上支障がない」に、該当する案件です  
ね。

(3) 同意案件に関する報告

[鈴塚市営住宅団地の再整備に係る日影許可]

ア 報告の概要

前々回の建築審査会で同意した、建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に基づく鈴塚市営住宅団地の再整備に係る日影許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
5	京都市伏見区深草鈴塚町6番1	京都市長 門川 大作	共同住宅

イ 報告の結果：了承

[伏見区における町家に係る適用除外建築物の指定]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第3条第1項第3号に基づく伏見区における町家に係る適用除外建築物の指定について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	名称
7	京都市伏見区	(個人)	龍谷大学 深草町家キャンパス

イ 報告の結果：了承

(4) 包括同意案件に関する報告

[京福嵐山駅における物品販売店舗増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
304	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町20-1他	京福電気鉄道株式会社 代表取締役 西田 寛	駅舎（京福嵐山駅）

イ 報告の結果：了承

(5) 報告

[京都駅南口駅前広場の再整備について]

ア 概要

都市計画決定に向けて手続きが進められている、京都駅南口駅前広場の再整備について、歩  
くまち京都推進室の西交通施設計画課長より資料の提示及び報告を受けた。

イ 質疑等

委員：計画の中に、八条通を横断する陸橋は入っていませんが、計画からなくなった

のですか。

担当者：車線が4車線になり横断がしやすくなりますので、平面での整備を計画しています。

委員：活性化させるためには、横断陸橋にした方が良いと思いますが、方針として決まっているのですか。

担当者：平成22年度に2度の市民意見募集を実施しまして、基本的な考え方としまして、平面でバリアフリー化を進めて行く方針としています。

委員：市民意見募集で平面の方が望ましいと言う意見が多く寄せられたのですか。

担当者：そうです。

委員：駅の主要な改札から観光バスプールへの動線は、地下を通るのですか。それとも地上の横断歩道を渡るのですか。

担当者：平面の横断と地下道の両方で計画しています。

委員：3点の意見があります。

1つ目は、現在タクシーが駐車場から溢れ出て八条通りが混雑していますが、車線を6車線から4車線にする計画で大丈夫ですか。

2つ目は、電車で来る修学旅行生が観光バスのプールとなるサンクンガーデンへの動線を確保しているのですか。

3つ目は、自転車を少なくするため、自転車レンタルのシステムを進めてはどうですか。

担当者：1つ目は、観光バスとタクシーの経路を別にし、必要な施設を造ります。

2つ目は、八条通を横断歩道で渡り、観光バスプールに繋がる動線経路を計画しており、関係機関と調整しています。

3つ目は、駐輪場については、地下駐輪場とまちかど駐輪場を計画していますが、レンタルについては、現時点では計画が進んでいません。

## (6) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）]

### ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものです。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1027	京都市北区衣笠赤阪町1-297	株式会社ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城一守	専用住宅

イ 報告の結果：了承

### 質疑等

委員：この通路は、いつ頃できたのですか。

処分庁：昭和25年の基準時には、山道はありましたが、道幅は広がっている状態ではありませんでした。昭和40年頃に整備されて広げられたのが、写真で確認できます。

(7) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1026	京都市左京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(8) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について

概要

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について、事務局から資料の提示及び説明を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会  
会長代理 濱田 次雄